

静情審第46号
令和8年3月26日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年12月27日付け住安第1088-3号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定市街地における建築許可申請書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第266号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定については取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和6年6月27日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、別記1に掲げる公文書の開示請求（以下、別記1 No.1を「本件請求1」と、別記1 No.2を「本件請求2」といい、総称して「本件開示請求」という。）を行い、翌28日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和6年7月12日、実施機関は、本件請求1に対しては、対象公文書を保有していないとして公文書非開示決定を、本件請求2に対しては、本件対象公文書を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和6年10月30日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、公共用歩廊で公益上必要な建築物（アーケード）設置に関わる商店会の代表者による申請書であるから、個人情報保護を理由にした非開示は違法である。
- (2) 特定市の商店会連盟理事から過去の経緯を聴取済みで、該当アーケードの設置申請者は商店会の代表と確認した。当該商店会は既に解散済みで、代表者その他署名者は死去している。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、生存する個人に関する情報しか保護されないはずであるから、生死を確認の上での審議を求める。
- (3) 実施機関は、アーケード設置は個人からの申請の可能性があるとの判断に基づいて非開示としているが、同様に商店会代表者からの申請の可能性もあるのだから、どちらであるか特定の上で判断すべきである。
- (4) 部分開示決定の取り消しが認められないのであれば、当該建築許可申請書署名の申請者在住の行政区に対し、道路法（昭和27年法律第180号）第32条に

沿った所有者責任を促す指導を行ってほしい。

- (5) 当該アーケードの劣化・老朽化は著しく、昨今の甚大化する風雨による倒壊も危惧されている。①道路法第32条に定める占用届け未提出の経緯②現状アーケードの劣化・老朽化の現状認識③修理・保全・解体/撤去への対応の明確化を要請したい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条で制限されている道路内建築について、同条ただし書の規定により、道路内建築制限の解除を求める申請である。申請内容は、特定地内の道路内において、アーケードを設置するものとなっている。なお、申請者名には個人名のみが記載されており、会社名、団体名や役職等の記載はない。
- (2) 当該申請は、建築基準法上、申請者が個人、事業者又は団体かといった申請者の属性によって申請行為を制限する規定は存在せず、誰であっても実施可能な申請である。
- (3) 審査請求人は、「当該申請は商店会の代表者による申請であるから、個人情報保護の対象とならない」と主張するが、仮に申請者が商店会の代表者であることが事実であったとしても、申請書に記載されている申請者名には、商店会の代表者である旨が記載されていないことから、個人からの申請である可能性を排除できない。
- (4) したがって、当該申請者名は、特定の個人を識別することができる情報であって、条例第7条第2号ただし書アにも該当しない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件対象公文書について

ア 本件対象公文書は、特定地内の道路内においてアーケードを設置するため、建築基準法第44条で制限されている道路内建築について、同条ただし書の規定により道路内建築制限の解除を求める申請（以下「本件許可申請」という。）の際に使用された文書であり、建築許可申請書と添付資料により構成されている。

イ 本件決定では、本件対象公文書のうち、申請者及びアーケード設置者等に係る部分が条例第7条第2号及び第3号該当として非開示とされている。

ウ 実施機関によると、本件許可申請は個人又は法人を問わず、誰であっても申請可能とのことであり、実施機関が公表している「アーケードの設置基準等」の通則では、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、

路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設であり、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならぬと定められている。

(2) 本件審査請求について

ア 本件決定時の公文書部分開示決定通知の「根拠規定」欄には、条例第7条第2号及び第3号に該当と記載されている。ただし、「当該規定を適用した理由」欄には、第2号に該当する理由のみが記載されており、弁明書にも第3号に関する実施機関の主張は記載されていない。

イ 審査請求人は、商店会の代表者による申請であるから、条例第7条第2号には該当しないため、本件決定を取り消し、申請者を特定の上判断すべき旨主張している。

ウ 上記イの主張に対し、実施機関は、本件許可申請の申請者が商店会の代表者であることが事実であったとしても、申請書に記載されている申請者名には、商店会の代表者である旨が記載されていないことから、個人からの申請である可能性を排除できないとして、条例第7条第2号に該当すると主張している。

エ すなわち、本件審査請求における争点は、審査請求人及び実施機関のいずれもが主張している本件非開示情報の条例第7条第2号該当性と、両者から特段の主張はないものの、第3号該当性である。

オ そこで、以下、本件対象公文書の見分結果も踏まえ、条例第7条第2号該当性を検討し、次に、その結果を踏まえ、第3号該当性を検討する。

(3) 条例の規定等について

実施機関が本件決定において非開示の根拠とした条例第7条第2号本文及び第3号アの解釈については、条例の「解釈及び運用の基準」において、以下のとおり示されている。

ア 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、条例第7条第3号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、第3号で判断することとしたため、第2号の個人情報の範囲から除外されている。

また、「特定の個人を識別することができる」とは、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合をいう。

さらに、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報である。

そして、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未発表の研究論文等で、個人識別性のある部分を除いたとしても公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

イ 条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。

ここでいう「法人等」には、営利を目的とする株式会社、有限会社等の営利法人に限られず、民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利法人等のほか、権利能力なき社団も含まれるとされ、「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業又は林業を営む個人をいうとされている。

また、「事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得など）は本規定には該当せず、条例第7条第2号の個人情報で判断するとされている。

「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれ、公にすることにより、当該権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

具体的には、生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるものや、経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事

業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるものは、権利利益を害するおそれがあると認められる。

一方で、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報や、法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報は、権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 条例第7条第2号該当性について

(7) 非開示部分に記載された情報の内容について

a 当審査会にて非開示部分を見分したところ、申請者、建築主、設置者又はアーケード建設加入者の「住所」、「氏名」又は「印影」の部分が非開示とされていたことが認められる。

b 申請者、建築主又は設置者の「氏名」の部分に会社名、団体名や役職等の記載はなく、個人名のみが記載されているため、建築許可申請書の鑑の記載からは、本件許可申請が個人によるものである可能性があるという実施機関の主張を、直ちに否定することはできない。

c しかし、本件対象公文書のうち、申請書添付資料である本件許可申請に係る同意書では、「アーケードの取扱規則及当商店会アーケード建設実施要綱（防火改修等）を諒承してアーケード建設に同意致します。別添設計図書を充分御検討の上、格別の御配慮を賜り度く、ここにアーケード建設加入者一同の設置同意書を相添え御願ひ申し上げます。」との記載の次に、申請者と同じ「住所」、「商店会名」、肩書と思われる記載（文字の識別困難）及び申請者と同じ「氏名」が記載されている。また、申請書添付資料であるアーケード建設予定箇所を示す図面にも「申請者代表名」として申請者と同じ「住所」「氏名」が記載されている。

d さらに、当該同意書のアーケード建設加入者を記載した表では、「住所」「氏名」のほか、「店名」「業種」欄が設けられており、「店名」欄には各商店の名称が記載され、「業種」欄には、「遊技場」や「飲食業」等の各商店の事業の種類が記載されている。

e 当該同意書は、本件許可申請に当たり事業を営む各商店の代表として同意する旨を表明する書面であることから、各商店の代表者又はこれに準ずる地位にある者が本欄へ署名しているものと推認される。

f 上記c乃至eや上記(1)ウのとおりアーケードは商業の利便性や相当の公共性を有するものでなければならぬと定められている点を踏まえ、本件許可申請は、個人による申請ではなく、事業を営む特定の商店の同意を得た上で、当該商店が加入する特定の商店会の代表により申請されたものと推認するのが相当である。

- (イ) 非開示部分に記載された情報の条例第7条第2号該当性について
- a 上記(ア)の事実を踏まえたうえで、次に、法人等を代表する者が職務として行った行為に関する情報の条例第7条第2号該当性を検討する。
 - b この点について判示したものとして、最高裁判所平成15年11月11日第三小法廷判決（民集57巻10号1387頁）がある。当該判決では、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人に関する情報には当たらない旨が示されている。
 - c そうすると、非開示部分に記載された情報のうち、本件許可申請や当該申請手続の委任、アーケード設置についての誓約書への署名、アーケード建設への同意など、法人等の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行った法人等の行為そのものといえる情報は、個人に関する情報には当たらない。
 - d また、誓約書や同意書への署名には、法人等の行為ではなく事業を営む個人として行ったものも含まれ得るが、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第7条第3号で判断することとされており、第2号の個人情報の範囲から除外されている。
 - e 以上により、本件決定の非開示部分に記載された情報は、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第7条第2号には該当しない。

イ 条例第7条第3号該当性について

- (ア) 上記アのとおり、本件決定の非開示部分に記載された情報は、法人等又は個人の事業に関する情報であると認められることから、公にすることによる当該法人等又は個人への影響を検討するため、当該アーケードの建設経緯及び現在の状況について、当審査会事務局職員をして、当該アーケードの所在地である特定市の市役所及び特定市商工会議所に確認させたところ、以下のとおりであった。
- a 当該アーケードは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第36条第3項による認可を受けた団体ではなく複数の商店で構成された任意団体が共同で建設したものであり、当該団体は約20年前に解散している。
 - b 当該団体解散後、各商店の前のアーケードは、それぞれの商店で管理する申合せとなっていたようである。
 - c 当該アーケードは、令和6年夏頃に解体され、現在は撤去されている。

(イ) 上記(ア)のとおり、当該アーケードを建設した法人等は、審査請求人の主張のとおり、特定の商店会（権利能力なき社団）であると認められ、また、当該商店会は既に解散し、当該アーケードも既に撤去されている。よって、上記ア(ア)のうち、「住所」及び「氏名」については、それが建築許可申請をした者のものであれ、誓約書や同意書に署名した者のものであれ、現段階において公にすることにより、当該法人等又は事業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められない。

(ロ) 一方、残る「印影」の部分は、それぞれの文書において、法人等の代表又は事業を営む個人により真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、印の性質によっては、これを公にすると、偽造等に悪用されるおそれがあるなど当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ 結論

以上のことから、実施機関は、記載事項を改めて確認し、非開示とする理由があるかどうかを検討した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

(5) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容

No.	内 容
1	特定地先にあるアーケードの建築許可通知書
2	特定地先にあるアーケードの許可申請書一式

別記 2 本件対象公文書

特定日付けの建築基準法第 44 条第 1 項ただし書の規定による建築許可申請書（申請地：特定地先）

別記 3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和 7 年 1 月 6 日	諮問書を受け付けた。	
令和 8 年 2 月 20 日	審議	第 397 回
令和 8 年 3 月 19 日	審議、答申	第 398 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 397 回
加 納 江 理	静岡県立大学看護学部 講師	第 397 回、第 398 回
久保田 誠 実	弁護士	第 397 回、第 398 回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 397 回、第 398 回
森 下 文 雄	弁護士	第 397 回、第 398 回